

(目的)

第1条 企画委員会は、本学会の目的に従い、本会が催す学術的会合および調査研究活動の企画・調整を行なう。

(企画委員会の構成)

第2条 企画委員長は、理事長が理事の中からこれを委嘱する。企画委員長の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2 企画委員は、企画委員長が本学会員の中から選び、役員会の議を経て理事長がこれを委嘱する。企画委員の任期は当該年度末までとする。但し再任は妨げない。

(企画委員会の開催)

第3条 企画委員会は、必要に応じて企画委員長が招集する。

(別に定める事項)

第4条 研究会に関わるきまりは研究会規程を別に定める。

2 企画委員会の直接の活動に関わるきまりは、企画委員会運営規程を別に定める。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃については、企画委員会の審議を経て理事会で承認する。